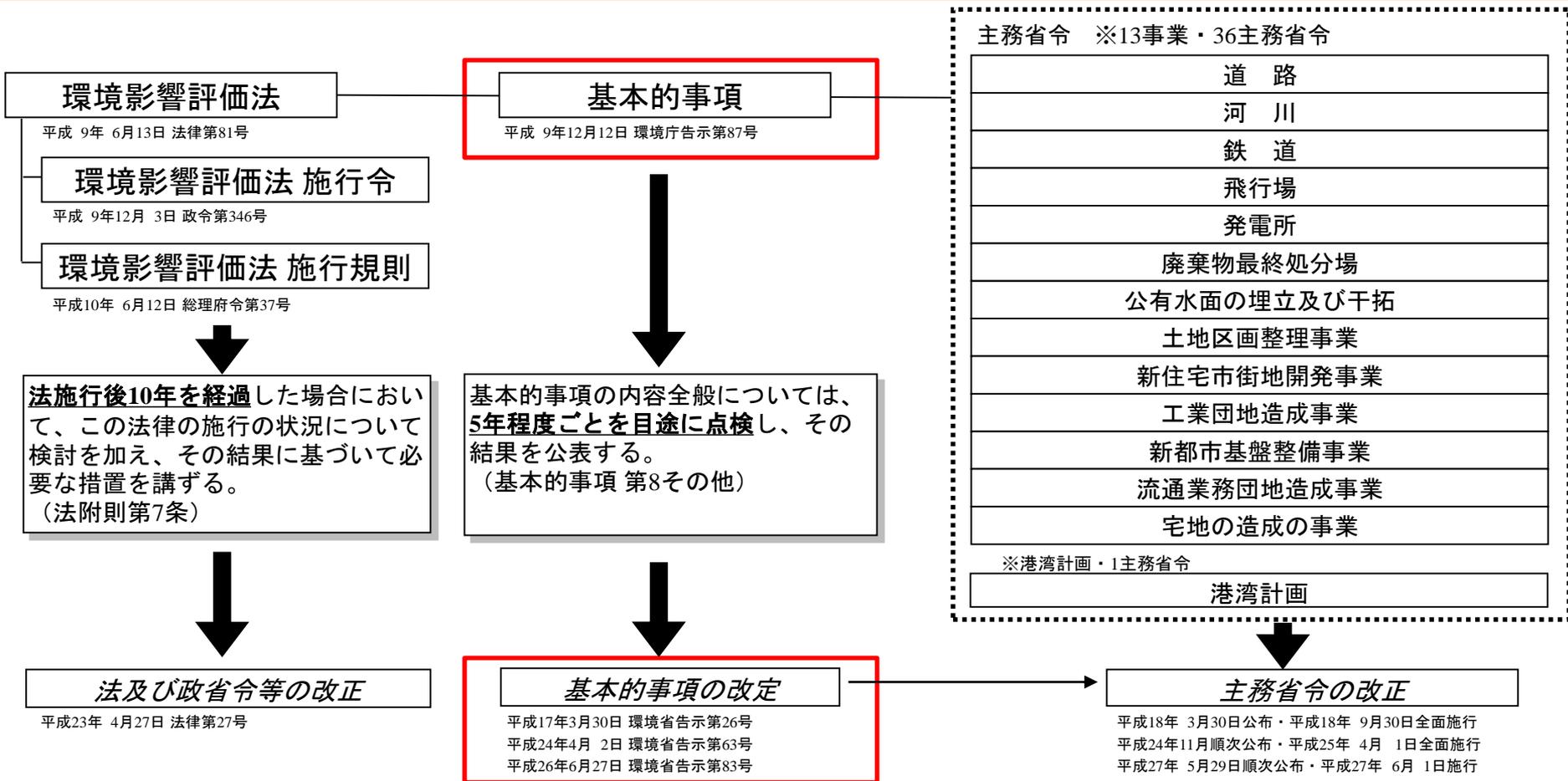


# 環境影響評価法基本的事項の点検について

資料 1

- 環境影響評価法に基づく基本的事項については、内容全般について5年程度ごとを目途に点検し、その結果を公表することとされている。（これまで平成17年、平成24年に内容全般を点検。基本的事項を改定し、主務省令の一部を改正。）
- 平成24年の点検に基づく主務省令の完全施行が平成25年4月1日であり、**平成30年4月で5年が経過**することから、6月に**環境省に技術検討委員会（座長：田中充法政大学教授）を設置**し、基本的事項の内容全般に係る点検を実施。**9月に点検結果報告書案をまとめ、パブリックコメントを踏まえて報告書を取りまとめた。**



# 平成30年 環境影響評価法基本的事項の点検結果概要

- 点検の結果、基本的事項の改定までは至らないが、主に発電所関係について主務省令等の中で取扱いの検討を求めるほか、運用の中で必要な対応が取られるよう周知徹底を行う。
- 加えて、法改正等が必要な課題を提起し、次期法律見直し時までに対応を検討。

## 1. 基本的事項に関する課題及び必要な対応

### ①風力発電所アセス等に係る手続の効率化・迅速化

- メリハリのある環境影響評価項目及び手法の選定（事業者・地方自治体への周知）
- 火力発電所、風力発電所のリプレース事業については、既存設備における環境影響の実態把握に努めた上で、アセス手続を簡素化・迅速化（ガイドライン等制度運用）
- 風力発電所に係る供用中の超低周波音、工事中的大気質・騒音・振動について、環境影響のおそれが少ないこと等を踏まえ、簡素化の観点から項目の扱いを検討（主務省令等）

### ②火力発電所アセス配慮書に係る温室効果ガス等について十分な記載の検討（手引等制度運用）

### ③配慮書における「複数案」の設定・検討の重要性の周知（事業者・地方自治体への周知）

など

## 2. 環境影響評価制度の円滑な実施に向けて

### ①より上位の計画段階での環境影響評価の検討（風力発電ゾーニング等）

### ②法対象事業種の見直しの検討（太陽光発電、CCS、大規模防潮堤等）

### ③小規模事業の取扱いの検討（スクリーニングの活用、自主的・簡易アセスの推進等）

### ④アセス図書の情報交流の拡充の検討（公開期間の拡大等）

### ⑤審査結果のフォローアップの推進（環境大臣意見の許認可等への反映確認）

### ⑥環境影響評価の技術手法等の調査研究（海域の環境情報整備、プラスの環境影響、気候変動への適応等）

など